

## 仕入れ控除を行うことができない旨の理由書

私ども小牧市地域公共交通会議は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号他）に規定する地域の公共交通の確保・維持・改善に係る計画（生活交通確保維持改善計画）を策定し、また、この計画の実施に係る連絡調整を行うために、道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）に規定する地域公共交通会議ならびに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に規定する協議会として設置された組織であります。収入については、国からの補助金が主で、長期に継続した事業を行う消費税の課税事業者ではありません。

従いまして、消費税の申告を行いませんので、補助対象経費にかかる消費税について、仕入れ控除を行うことができません。

上記の理由により、補助対象経費にかかる消費税相当額を補助対象経費に含めて申請いたします。

平成28年4月11日

小牧市地域公共交通会議  
会 長 磯部 友彦 印